



6月は環境月間です

1972年6月5日にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して、環境基本法で、6月5日を「環境の日」と定め、この環境の日を含む6月は「環境月間」と定められました。
 私たちの身の周りには地球温暖化、ごみ問題など、様々な環境問題があります。こういった問題を深刻化させないためには、私たちの生活を見つめ直し、一人ひとりの心掛けや地域で取り組むことが大切です。環境問題を解決するためには、市民の皆さんの協力が欠かせません。省エネルギーやごみ減量など、身近なことから実行していきましょう。

ごみ減量のカギは古紙類の分別！

市では、ごみの減量化・資源の有効利用・森林資源の保全のため、古紙類（ダンボール・新聞等・その他古紙）を分別収集していますが、燃えるごみの中に古紙類が含まれて

いることがあります。古紙類を燃えるごみに出してしまえばただのごみですが、分けて資源として利用すれば、新しく生まれ変わることもできます。また、ごみ袋などの費用の節約にもつながり、有価物として売ることでも市の財源にもなっています。

限りある資源を有効に使うため、分別収集へのご協力をお願いします。なお、古紙類の集積所は燃えるごみの集積所とは異なります。搬出方法や集積所は、環境カレンダーをご覧ください。

※その他の古紙とは、雑誌、パンフレット、コピー紙、封筒、包装紙、紙袋、紙箱など紙全般です。

ごみ処理分別学習会 参加者募集

家庭などから出たごみが、どのように処理されているかをご覧ください。この機会に、「ごみ」について考えてみませんか。

この機会に、「ごみ」について考えてみませんか。

▼日 時 7月20日(日) 10時～11時30分
 ▼場 所 高島市環境センター ※マイクロバスを運行します。

▼対 象 高島市民
 ▼定 員 25人

▼申込方法 7月14日(月)までに、環境政策課(☎25-8123)へ電話でお申し込みください。

※各種団体での見学申し込みも別途受け付けています。詳しくは、環境センター(☎24-0031)へお問い合わせください。



環境政策課
 ☎(25)8123
 ☎(25)8145

大切な資源を持って行かないで
 昨年度から今年度にかけて、回収前のアルミ缶がごみ集積所から持ち去られていることが、明らかになりました。
 資源ごみは、回収した後、有価物として売却し、得られた収益を市のごみ処理費の財源に充てています。
 市民の皆さんが一生懸命分別し、ごみ集積所まで運んでいただいた大切な資源を持ち去られることは非常に残念ではありません。
 高島市では、資源ごみの持ち去りを防止するために、看板の設置やパトロールの実施、「持ち去り禁止条例」の整備などに取り組みます。



所得変動に伴う住民税の還付申告 (税源移譲時の減額措置)

～平成19年中の所得が減って所得税が課されなくなった方へ～

税源移譲に伴う税制改正では、住民税の増額分を、所得税で調整するように税率が定められています。

しかし、退職などの理由により、平成18年に比べ平成19年の所得が大きく減った方など、次の対象者の要件を満たす場合については、税源移譲の負担増加の影響のみを受ける事になるため、既に納付済の平成19年度の住民税額から、税源移譲で増額となった住民税相当額を還付する経過措置が設けられています。

対象となる方は、次により「減額申告書」を平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ提出してください。

●対象者の要件

次の(ア)と(イ)を満たす方が対象となります。

- (ア) 平成19年度住民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く) > 所得税(平成18年分)との人的控除額の差の合計額
- (イ) 平成20年度住民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む) ≤ 所得税(平成19年分)との人的控除額の差の合計額

●還付額

平成19年度住民税の所得割額のうち、税源移譲による増額相当額を還付します。

(平成19年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率で計算した所得割額(調整控除以外の税額控除の適用を除く)から、税源移譲前の税率で計算した所得割額(税額控除の適用を除く)を控除して求めた額となります。)

●減額申告書

平成19年1月1日および平成20年1月1日現在、高島市内にお住まいの方で、この経過措置の対象になるとされる方には、6月下旬に市から「減額申告書」を送付します(平成19年中の所得が確認できない方(未申告者)を除きます)。

なお、申告書が送付されなかった方で、該当すると思われる場合は市役所税務課へお問い合わせください。

●申告書の提出期間

7月1日(火)～31日(木)
 ※土日祭日を除く

●申告書の提出先

高島市役所税務課または各支所(平成19年1月1日現在高島市内にお住まいの方)。
 申告書の提出がない場合は、この経過措置が適用できません。

「減額申告書」の提出先は、平成19年1月1日現在お住まいの市区町村です。

所得税と住民税の人的控除額の差

控除の種類	人的控除額の差	所得控除額		
		所得税	住民税	
障害者控除	普通	1万円	27万円	26万円
	特別	10万円	40万円	30万円
寡婦控除	一般	1万円	27万円	26万円
	特定	5万円	35万円	30万円
寡夫控除		1万円	27万円	26万円
勤労学生控除		1万円	27万円	26万円
配偶者控除	一般	5万円	38万円	33万円
	老人	10万円	48万円	38万円
配偶者特別控除	40万円未満	5万円	38万円	33万円
	40万円以上40万円未満	3万円	36万円	33万円
扶養控除	一般	5万円	38万円	33万円
	特定	18万円	63万円	45万円
	老人	10万円	48万円	38万円
同居老親		13万円	58万円	45万円
同居特別障害者加算		12万円	35万円	23万円
基礎控除		5万円	38万円	33万円

※平成19年中に亡くなられた方や、海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方は、この経過措置は適用されません。

※この経過措置の対象となる方は、住民税と所得税の人的控除額の差の合計額が平成20年度の住民税の合計課税所得金額以上になる方に限られます。したがって寄付金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用されません。

税務課 ☎(25)8116